

平成 29 年度 第 1 回 京都府立図書館協議会 資料

平成 29 年 6 月 14 日

| | |
|-----------------------|-----|
| 1. 議事次第 | … 1 |
| 2. 図書館法 (抜粋) | … 2 |
| 京都府立図書館条例 | |
| 京都府立図書館協議会規則 | |
| 京都府立図書館協議会委員名簿 | |
| 3. 京都府立図書館基本方針 | … 7 |
| 京都府立図書館サービス計画の概要 | |
| 4. 京都府立図書館協議会傍聴要領 (案) | … 9 |
| 5. 平成 28 年度事業のまとめ | …12 |
| 6. 平成 29 年度事業計画 | …15 |
| 7. 評価基準の考え方について | …17 |

※ 参考資料

- 参考 1. 京都府立図書館サービス計画 (平成 28 年度～平成 32 年度)
- 参考 2. 府立図書館サービスの充実に向けた検討会議まとめ
- 参考 3. 京都府立図書館平成 28 年度主要事業の取組状況
- 参考 4. 京都府立図書館事業概要 (平成 28 年度のまとめ) (抜粋)
- 参考 5. 平成 28 年度広報 (報道発表資料) 等
- 参考 6. 平成 28 年度主要掲載記事等
- 参考 7. 図書資料の切り取りについて
- 参考 8. マイナンバー利用をめぐる動向について
- 参考 9. その他資料

平成 29 年度 第 1 回 京都府立図書館協議会

議 事 次 第

平成 29 年 6 月 14 日

1. 京都府立図書館協議会会長の選任について
2. 京都府立図書館協議会の傍聴について
3. 平成 28 年度事業のまとめについて
4. 平成 29 年度事業計画について
5. 評価基準の考え方について
6. 今後のスケジュールについて
7. その他

図書館法（抜粋）

昭和 25 年法律第 118 号
最終改正：平成 23 年法律第 122 号

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（設置）

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

京都府立図書館条例

平成 28 年京都府条例第 48 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条及び第 16 条の規定により、京都府立図書館及び京都府立図書館協議会の設置その他京都府立図書館に関し必要な事項を定めるものとする。

(京都府立図書館の設置)

第 2 条 法第 10 条の規定により、京都府立図書館（以下「図書館」という。）を京都市左京区岡崎成勝寺町 71 番地に設置する。

(分館等)

第 3 条 図書館には、分館その他の施設を置くことができる。

(京都府立図書館協議会)

第 4 条 法第 14 条第 1 項の規定により、図書館に京都府立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他適当と思われる者の中から京都府教育委員会が任命する。
- 3 委員の定数は、10 人以内とする。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

京都府立図書館協議会

京都府立図書館協議会規則

平成 29 年京都府教育委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、京都府立図書館条例（平成 28 年京都府条例第 48 号）第 4 条第 5 項の規定により、京都府立図書館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、京都府立図書館において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

京都府立図書館協議会委員名簿

平成 29 年 6 月 14 日

(敬称略)

| 氏 名 | 所 属 ・ 役 職 等 |
|-------|-------------------------------|
| 明致親吾 | 京都CSR推進協議会会長 |
| 小川雅史 | 京都府立嵯峨野高等学校長 |
| 桂まに子 | 京都女子大学講師 |
| 潮江宏三 | 京都岡崎魅力づくり推進協議会代表 (京都市美術館長) |
| 内藤千鶴 | 京都府図書館等連絡協議会会長 (亀岡市立図書館長) |
| 永田 紅 | 歌人 |
| 原田隆史 | 同志社大学大学院教授 |
| 松下亜樹子 | 京都新聞社論説委員 |
| 村川広美 | 舞鶴市立志楽小学校長 |
| 矢納佳実 | 京都府立大学生 |

京都府立図書館 基本方針

図書館は、人々が知的で創造的な人生をおくるため、人類の知的遺産である出版物を中心とした文化資源を適切に収集・保存し、活用・発信する場です。

京都府立図書館は、この理念を踏まえ、変化の激しい社会において、新たな課題に直面する府民の知的活動の拠点となるとともに、府内全域に均質な図書館サービスを提供することにより、府民に期待される存在となることを目指します。

I 府内全域の図書館をつなぎ、支援するとともに、協力して図書館サービスを展開します

各公立図書館・学校図書館等の活動を支援しつつ、各館と協力することによって、府内の図書館サービスを充実させます。また、府民に的確に情報を提供するため、各公立図書館・学校図書館等と大学図書館等をつなぎ、府内の各種図書館のハブとしての機能を果たします。

II 多様な文化資源の情報を取り扱い、歴史と立地を活かしながら、幅広い調査研究のニーズに応えます

府立図書館の役割に応じた選書を行いつつ、多様な文化資源に関する情報を取り扱います。また、様々な情報を求める人々が利用しやすい図書館サービスを提供し、高度な知的要求に応えます。さらに100年を超える府立図書館の歴史と文化施設が集中する岡崎という立地を最大限に活かします。

III 議論し発信する場を提供し、課題を解決する拠点となることにより、文化の創造と地域の活性化に寄与します

多様な議論を展開しながら新たな情報を創造していく場を設定し、提供することにより、各機関・団体と連携し、様々な課題の解決につながる調査研究を支援します。あわせて、その成果を発信する拠点となり、こうした活動が各地で展開されるよう働きかけます。これらを通じて、京都の文化の創造と府内各地域の活性化に寄与します。

「京都府立図書館サービス計画（平成28年度～平成32年度）」概要

※ 3つの基本方針／20の項目／64の具体策 により、斬新なサービスを開発・提供

背景

かつて認識されていた「図書館像」は、貸出サービス中心のものです。現在、府立図書館はじめ各図書館は、社会の要請や利用者の求めに応じて、地域の実情に即した新しい形のサービス運営に努めています。

さらに、ICTの発展による情報の形態の多様化と、書籍をめぐる状況の激変のなかで、府立図書館も新たな役割を模索しています。

基本方針Ⅰ

府内全域の図書館をつなぎ、支援するとともに、協力して図書館サービスを展開します

- | | |
|----------------------|--------------|
| 1 府内の各図書館とのネットワークの強化 | 3 学校支援の充実 |
| 2 市町村立図書館等への支援 | 4 子ども読書活動の支援 |

基本方針Ⅱ

多様な文化資源の情報を取り扱い、歴史と立地を活かしながら、幅広い調査研究のニーズに応えます

従来の機能を核に

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| 5 多様な資料の収集・整理・提供 | 11 非来館サービスの充実 |
| 6 十分な収蔵空間の確保による資料の適格な保存 | 12 障害者サービス等の拡充 |
| 7 資料館・博物館・大学等と連携した文化資源の情報発信 | 13 「歴史ある府立図書館」の演出 |
| 8 電子図書館サービス・デジタルアーカイブなどへの展開 | 14 入りやすく利用しやすい空間の構成 |
| 9 所蔵資料紹介・レファレンス業務の充実 | 15 職員の育成 |
| 10 来館者への貸出サービス等の充実 | |

基本方針Ⅲ

議論し発信する場を提供し、課題を解決する拠点となることにより、文化の創造と地域の活性化に寄与します

新たな
挑戦

- | |
|----------------------------|
| 16 「知的な交流の場」の創設 |
| 17 府立図書館の見える化の推進 |
| 18 各種講座の実施と情報発信 |
| 19 行政支援サービスの推進による府民への貢献 |
| 20 サービスデザインチームによる新たな取組への挑戦 |

京都府立図書館協議会 傍聴要領（案）

1 趣旨

この要領は、京都府立図書館協議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

2 傍聴の手続き

- (1) 会議を傍聴できる人数は、原則として10名とし、記者席は別に設けるものとする。ただし、会場の都合等によりその人数を制限することがある。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（別紙）を会議開会予定時刻の30分前から10分前までに京都府立図書館協議会会長（以下「会長」と言う。）に提出しなければならない。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
 - ア 酒気を帯びていると認められる者
 - イ 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
 - ウ ア及びイのほか、会長が傍聴を不相当と認める者
- (4) (2)による傍聴人の受付は、傍聴申込書が提出された順に行うので、定員になりしだい、受付を終了する。
- (5) 傍聴を認められた者は、係員の指示に従って入室し、所定の傍聴席に着席すること。

3 傍聴人の遵守事項

- (1) 傍聴人は、次の行為をしてはならない。
 - ア みだりに傍聴席を離れること。
 - イ 私語、談話又は拍手等を行うこと。
 - ウ 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
 - エ 写真、映画等の撮影、録音等を行うこと。ただし、あらかじめ会長の許可を受けたときは除く。
 - オ アからエまでのほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。
- (2) 傍聴人は、次のいずれかに該当する場合、速やかに退場しなければならない。
 - ア 会議を公開しないこととする決定があった場合
 - イ この要領に違反し、会長が退場を命じた場合
- (3) 傍聴人は、傍聴後、京都府立図書館協議会の内容に関する質問や意見がある場合は、京都府立図書館に申し出ること。

4 その他

この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

傍 聴 申 込 書

平成 年 月 日開催の京都府立図書館協議会の会議を傍聴したいので申し込みます。

なお、傍聴の際は、下記事項を遵守します。

年 月 日

京都府立図書館協議会会長 様

申込者 住 所

(報道機関)

氏 名

記

- 1 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯しないこと。
- 2 ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕等を携帯しないこと。
- 3 鉢巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯しないこと。
- 4 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機等を携帯し、又は使用しないこと。
- 5 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器等を携帯しないこと。
- 6 携帯電話等の着信音を鳴らさないようにすること。
- 7 みだりに傍聴席を離れないこと。
- 8 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- 9 議事に批評を加え又は賛否を表明しないこと。
- 10 飲酒、飲食又は喫煙しないこと。
- 11 前各号のほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 12 京都府立図書館協議会会長が傍聴人の退場を命じた場合、速やかに退場すること。
- 13 傍聴後、京都府立図書館協議会の内容に関する質問や意見がある場合は、京都府立図書館に申し出ること。
- 14 その他京都府立図書館協議会会長の指示に従うこと。

(備考) 報道機関の者にあつては、「住所」は「報道機関名」を記載すること。

平成 29 年度 第 1 回 京都府立図書館協議会 傍聴者受付名簿

| 受付番号 | 氏 名 | 備 考 |
|------|-----|-----|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |
| 6 | | |
| 7 | | |
| 8 | | |
| 9 | | |
| 10 | | |

1 日 時 平成 29 年 6 月 14 日 (水)
午後 3 時から午後 5 時まで

2 場 所 京都府立図書館マルチメディアインテグレーション室
京都市左京区岡崎成勝寺町

3 傍聴の手続

(1) 定 員 10 名

(2) 受 付 受付は、開催時刻の 30 分前から 10 分前まで (午後 2 時 30 分から午後 2 時 50 分まで) 行い、定員になり次第終了します。

(3) 受付場所 京都府立図書館マルチメディアインテグレーション室

(4) 注意事項 傍聴にあたっては、別紙「傍聴要領」に記載された事項を守っていただきます。

京都府立図書館 平成28年度事業計画に係る図書館評価

達成区分(細目):◎J・目標達成(達成率100%以上) 「○」・概ね達成(達成率90%~100%未満) 「×」・未達成(達成率90%未満)

| 基本方針 | | 達成区分 | | 実施状況 |
|--|---|------------|---|--|
| サービス計画 | | 平成28年度事業計画 | | |
| I 府内全域の図書館をつなぎ、支援するとともに、協力して図書館サービスを展開します | | | | |
| 1 府内の各図書館とのネットワークの強化 | (1)総合目録ネットワークシステム(K-Libnet)の確実な運用と加盟機関の拡大 | ◎ | ◎ | ○大学図書館の所蔵データを管理するシステムとK-Libnetシステムとの連携にかかるとの連携にかかる実証実験を12月～1月に実施。 ○府立学校の学校支援セット等の申込みについて、K-Libnetシステム上での迅速な手続きを可能とするため、K-Libnetシステムを改修し、12月からテスト運用を開始。29年4月1日付けで規程を改正し、加盟館が拡大することとなった。 ＜K-Libnet加盟機関：30機関→80機関(H29.4)＞ |
| | (2)府内各大学との相互貸借の促進 | ◎ | ◎ | ○京都大学附属図書館との協議を進め、相互貸借の試行を7月から開始。 ＜京大図書館との相互貸借利用冊数：39冊＞ |
| | (4)府内の図書館との物流改善 | ◎ | ◎ | ○29年度から京都教育大学附属図書館、福知山公立大学メディアセンター、佛教大学図書館の所蔵資料の相互貸借を実施するため、所要の調整を実施。 京都教育大学附属図書館とは、29年4月当初からの開始に向けて、3月に協定を締結。 |
| (3)共同研究等を通じたシステム改善と利便性の向上 | ◎ | ◎ | ○図書館の蔵書検索システムをより軽快に高速に扱えたベンチャー企業(株)カリールと、公立図書館として初めて「連携・協力に関する協定」を締結。 ○複数館の蔵書を一括で検索できる総合目録システムにおける「書誌割れ」問題の解消と検索精度の向上を目指して、府立図書館及び国立国会図書館、同志社大学、筑波大学、千葉大学、(株)カリールとの産官学連携プロジェクトを11月に立ち上げ、書誌データの突合によるデータのずれ方の解明に着手。 機械的に突合できない部分は、インターネット上の「クラウドソーシング」として、図書館やシステムに関心のある方々の協力により人力でひとつひとつ判定(28年度末までに、8,200組のデータセットについて、70,625回の判定。) | |
| | (5)職員の府内各機関巡回の維持・拡充 | ○ | ○ | ○相互貸借等のために運行している連絡協力車と同行していた市町村図書館等への職員巡回について、各館の意見や希望を聞きながら訪問方法を検討。 ○連絡協力車について、29年度から市町村立図書館等への運行回数を増強するべく調整を実施。 ＜連絡協力車市町村運行回数：週1回→週2回予定＞ |
| II 多様な文化資源の情報を取り扱い、歴史と立地を活かしながら、幅広い調査研究のニーズに応えます | | | | |
| 5 多様な資料の収集・整理・提供 | (20)目録・検索機能の向上 | ○ | ○ | ○雑誌等の逐次刊行物の巻号登録開始により、府民に充実した目録情報を提供する。 ＜年間受入雑誌(新規登録)：380誌 週及登録：380誌中50誌終了＞ |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>7 資料館・博物館・大学等と連携した文化資源の情報発信</p> | <p>(28) 近隣文化施設との連携の強化</p> | <p>・隣接する京都国立近代美術館とともにWikipediaの記事を編集する取組に協力し、イベントのテーマに沿った当該所蔵資料を提供するなど、近隣施設と連携して文化資源を情報発信する。 ・立地する岡崎地域で実施される様々なイベントに積極的に参加し、独自事業を企画するなど、相乗効果による当館の魅力増進を図る。</p> | <p>(1) 項目は下述16(56)・20(64)参照</p> <p>○「岡崎プロムナード星の饗宴」(京の七夕連携事業)にあわせ、夜間イベント「宵の図書館～音楽と宇宙と～」を開催。府立椋山高等学校吹奏楽部による野外演奏会や京都大学花山天文台による4次元デジタル宇宙シアター、府立大学生による七夕企画などを実施。 ○「京都岡崎魅力づくり推進協議会」が実施する各種の事業に参画したほか、府市や近隣施設と連携・協力した取組を年間を通して実施。 ・芸術イベント「OKAZAKI LOOP」に協力、野外朗読劇の開催に当館石段下を提供 ・ローマシアター京都や京都岡崎高屋図書館と連携し、『わたしは真悟』読書会及び選書フェアを開催</p> |
| <p>8 電子図書館サービス・デジタルアーカイブなどへの展開</p> | <p>(33) 価値ある資料のデジタルアーカイブ化と発信</p> | <p>・研究者との協働作業により貴重書庫内の洋書を調査するとともに、府民への提供を見据えたデジタルアーカイブ化の準備を行う。</p> | <p>○京都府立大学の研究者のアドバイスを受けながら当館貴重書庫内の洋書約5,800冊の資料価値の調査を実施。そのうち1900年代に発行された京都を中心とした観光や美術・技術に関する洋書25冊を先行して抽出し、デジタルデータ化。 ○デジタルデータ化済の洋書：25冊、約3,600コマ</p> |
| <p>9 所蔵資料紹介・シェアレンス業務の充実</p> | <p>(38) テーマ別資料リストや調べ方案内の充実とオープンデータでの公開</p> | <p>・テーマ別視聴覚リスト及びデータベースの使い案内等を充実し、ホームページ上でオープンデータとして公開する。</p> | <p>○館内各課横断型の「図書館活用チーム」により、図書館の基本的な使い方から、資料の探し方、データベースの種類や使い方等を詳しく説明する「図書館利用ガイド」7種類を大幅に見直し、ホームページに掲載、エンタランスでも配布。 ○図書館活用チームでは、「図書館活用講座」を年間10回開催。</p> |
| <p>14 入りやすく利用しやすい空間の構成</p> | <p>(50) 来館者の目的に応じた資料や情報への的確な誘導</p> | <p>・総合案内窓口を設置し、来館者の目的に応じた資料へ誘う。</p> | <p>○総合案内窓口を、試行として6日間設置し、来館者の問合せ等に対応。 ○府立大学との連携により学生と検討した結果、初来館者向けの案内表示の提案を受け、これを参考に3月に案内板を作成、エンタランスに設置。</p> |
| <p>Ⅲ 議論し発信する場を提供し、課題を解決する拠点となることにより、文化の創造と地域の活性化に寄与します</p> | | | |
| <p>16 「知的な交流の場」の創設</p> | <p>(56) フェューチャーセンターや発表の場としての機能展開</p> | <p>・外部の機関や団体と連携しながらアイデアソンなど、様々な交流の場をつくり、フェューチャーセンターとしての役割を発揮する。</p> | <p>○情報の拠点としての図書館の強み(豊富な資料・司書の専門性)を活かして、府の企画部門や府民参画部門、公的機関やNPOとの協働事業を実施。 ・府民力推進課との協働によりWS「ナレッジ×DIYシラベル」を開催し、地域力再生活動を行うNPOや個人を支援 ・企画総務課が所管する新規アクションプランの策定に向けた府民参加型アイデアソンへの開催協力 ・オープンデータを推進する各種のイベント<WikiPediaTown、WikipediaArts、WikiPediaTownSummit2017>への開催協力 (WikiPediaTown=フィードバック後、図書館資料で裏付けをしながら、Wikipediaの記事を編集) 等 ○2階の支援資料室について、「知的な交流の場」としての活用ができるよう、机・椅子・ホワイトボード・プロジェクタ等の備品を整備。</p> |
| <p>18 各種講座の実施と情報発信</p> | <p>(60) 書籍と情報をめぐる多様な講座の展開 (61) 研究者・団体等と連携した各種講座の展開</p> | <p>・新設の連続講座など魅力ある講座を府民に提供する。</p> | <p>○京都府教育委員会が培ってきた様々な大学との繋がりを活かし、連続講座として開催 ○連続講座では、講演のテーマに沿った図書資料を毎回100冊程度司書がセレクトして当日会場で展示、貸出の案内も行うなど、図書館ならではの強みを活かしたイベントとした。</p> |

| | | | | |
|----------------------------|---|---------------------------------------|---|--|
| 19 行政支援サービスの推進による府民への貢献 | (62) 行政機関向けレファレンスサービス・複写サービスの実施 (63) 府庁への資料配送の開始 | 行政支援サービスの手法の検討及び試行により、次年度からの本格実施を目指す。 | × | ○京都府の課や機関の依頼に応じ、レファレンスや資料の配送などの踏み込んだ行政支援サービスを行うことを視野に、連絡協力車の巡回先に京都市庁を加えるなど、本格実施に向けて調整。 |
| 20 サービスデザインチームによる新たな取組への挑戦 | (64) サービスデザインチームによる新たな取組への挑戦 | 実験的なサービスや新しい事業に取り組めるサービスデザインチームを育成する。 | ○ | <p>○4月に、館の職員によるサービスデザインチームを立ち上げた。月1回のペースで図書館の新たなサービスにかかるとの意見交換の場を持った。「知的な交流の場」のファンリテーター育成も視野に、様々な手法のワークショップ形式をとった。</p> <p>○「知的な交流の場」の企画を見据えて行うイベントの運営に選書等で協力。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府民力推進課所管「NPOパートナーシップセンター」来館者閲覧提供、図書の選定及び機関貸出 ・日本政策金融公庫創業セミナー「京都市から始めるあなたの事業～あなたの事業を図書館が応援」の場所を提供し、関連本を選書 |

京都府立図書館 平成29年度事業計画

| サービス計画 | | 平成29年度 重点取組事項 | |
|--|------|--------------------------------|--|
| I 府内全域の図書館をつなぎ、支援するとともに、協力して図書館サービスを展開します | | | |
| 1 府内の各図書館とのネットワークの強化 | (2) | 府内各大学との相互貸借の促進 | ◆大学と連携して相互貸借の利便性を高め、より効率的に資料を府内全域で共有 <2大学図書館⇒7大学図書館に拡大> |
| | (3) | 共同研究等を通じたシステム改善と利便性の向上 | ◆産官学連携による書誌情報研究プロジェクトを推進し、「京都府図書館総合目録」の検索精度の向上を目指して継続的に実施 |
| | (4) | 府内の図書館との物流改善 | ◆相互貸借のための連絡協力車の市町村巡回を週2回に倍増 |
| | (5) | 職員の府内各機関巡回の維持・拡充 | ◆市町村立図書館等への職員巡回の人数を拡充し、図書館運営に関する情報の積極的な収集と提供を展開 <訪問人数：1人⇒3人に増員> |
| 2 市町村立図書館等への支援 | (7) | 図書館運営にかかる情報の積極的な収集と提供 | |
| II 多様な文化資源の情報を取り扱い、歴史と立地を活かしながら、幅広い調査研究のニーズに応えます | | | |
| 7 資料館・博物館・大学等と連携した文化資源の情報発信 | (26) | 博物館等の関連施設との連携の強化 | ◆京都大学総合博物館企画展との連携（パネル展示、関連図書展示、関連図書リスト配布、総合博物館への図書貸出等） ◆「京都岡崎魅力づくり推進協議会」等の行う企画に積極的に参画（「京の七夕 岡崎プロムナード」「岡崎ときあかり」等） ◆細見美術館をはじめ近隣の文化施設と連携した府立図書館内での展示や講演会・ワークショップの開催 |
| | (28) | 近隣文化施設との連携の強化 | |
| 8 電子図書館サービス・デジタルアーカイブなどへの展開 | (30) | 国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の充実 | ◆国立国会図書館デジタルコレクションの活用法の案内やワークショップの開催による図書館資料活用の促進 |
| | (33) | 価値ある資料のデジタルアーカイブ化と発信 | ◆府立大学等との連携により貴重書庫内の100年前の洋書群を調査し、府民の財産としてオープンデータ化を推進 |
| 9 所蔵資料紹介・レファレンス業務の充実 | (34) | 職員のレファレンス能力の向上 | ◆国立国会図書館レファレンス協同データベースを活用 ◆職員のレファレンス能力・資質向上のために登録数の増加と共有 <年間登録目標数：100件> |
| | (38) | テーマ別資料リストや調べ方案内の充実とオープンデータでの公開 | ◆テーマ別資料リスト等の作成及びオープンデータでの公開 |
| 10 来館者への貸出サービス等の充実 | (39) | 貸出・返却時の利便性改善 | ◆京都市図書館との相互返却（府立図書館の本を京都市図書館に返却可、京都市図書館の本を府立図書館に返却可）を試行的に実施 |
| 11 非来館サービスの充実 | (41) | 各種の非来館サービスの周知と利用促進 | ◆京都府インターネット放送局「生涯学習講座」の中で、「図書館活用講座」の動画を公開し活用を促進 |
| 12 障害者サービス等の充実 | (45) | 特別支援学校への資料や情報提供などの支援強化 | ◆見えにくい方を対象とした「拡大読書器やルーペの使い方講座」や個別相談会を開催 |
| 13 「歴史ある府立図書館」の演出 | (47) | 旧館家具・建設具材等を活用した空間演出 | ◆建築史を専門とする講師による府立図書館建物や調度品の解説などの講座を開催し、職員による定期開催の館内見学会に還元 |
| III 議論し発信する場を提供し、課題を解決する拠点となることにより、文化の創造と地域の活性化に寄与します | | | |
| 16 「知的な交流の場」の創設 | (57) | NPO等他の機関や団体との連携による交流企画の推進 | ◆府民の地域力再生活動を支援する事業等を活用したNPOや大学、団体と連携した取組の実施 |
| 18 各種講座の実施と情報発信 | (60) | 書籍と情報をめぐる多様な講座の開催 | ◆京都の研究者等を招き、図書資料等と運動させた図書館ならではの府民向け講座を定期的に開催 |
| | (61) | 研究者・団体等と連携した各種講座の展開 | |
| 19 行政支援サービスの推進による府民への貢献 | (63) | 府庁への資料配送の開始 | ◆行政支援サービスとして京都府庁各課からの依頼に応じて図書の貸出を試行的に実施（連絡協力車で配送） |
| 20 サービスデザインチームによる新たな取組への挑戦 | (64) | 外部の力を活用したサービスデザインチームの設置 | ◆サービスデザインチームが主体となり、大学生等の意見も活かしながら外部の機関等と連携した新たな取組に挑戦 |

| 項目 | 具 体 策 | 28年度 実績 | 29年度 計画 |
|--|--|------------|------------|
| I 府内全域の図書館をつなぎ、支援するとともに、協力して図書館サービスを展開します | | | |
| 1 府内の各図書館とのネットワークの強化 | (1) 総合目録ネットワークシステム (K-Libnet) の確実な運用と加盟機関の拡大 | ◎ | |
| | (2) 府内各大学との相互貸借の促進 | ◎ | ◆ |
| | (3) 共同研究等を通じたシステム改善と利便性の向上 | ◎ | ◆ |
| | (4) 府内の図書館との物流改善 | ◎ | ◆ |
| | (5) 職員の府内各機関巡回の維持・拡充 | ○ | ◆ |
| 2 市町村立図書館等への支援 | (6) 市町村立図書館支援のための資料の充実 | | |
| | (7) 図書館運営にかかる情報の積極的な収集と提供 | | ◆ |
| | (8) 市町村立図書館職員等へのより充実した研修の実施 | | |
| | (9) 市町村立図書館のレファレンス機能充実への支援強化 | | |
| 3 学校支援の充実 | (10) 各機関で協働した展示・イベントの開催 | | |
| | (11) 児童・生徒の調べ学習や学生の調査研究の積極的な受け入れ | | |
| | (12) 学校図書館運営のための支援の充実 | | |
| | (13) 学校支援セット等の資料の充実と提供方法等の改善 | | |
| 4 子ども読書活動の支援 | (14) 特別支援学校への資料や情報提供などの支援強化 | | |
| | (15) 児童サービス等に関する情報の集積と発信 | | |
| | (16) 子ども読書本のしおりコンテスト等の事業推進 | | |
| | (17) 子ども読書活動に関するワークショップ等の実施 | | |
| | (18) 多様な講師の招聘した研修の実施 | | |
| II 多様な文化資源の情報を取り扱い、歴史と立地を活かしながら、幅広い調査研究のニーズに応えます | | | |
| 5 多様な資料の収集・整理・提供 | (19) 収集方針にそった多様な形態の資料の積極的な収集 | | |
| | (20) 目録・検索機能の向上 | ○ | |
| | (21) 限られた開架スペースへの配架の工夫 | | |
| 6 十分な収蔵空間の確保による資料の的確な保存 | (22) 保存センターの役目を担う図書館としての収蔵量の確保 | | |
| | (23) 資料の適切な保存と書庫環境の改善 | | |
| | (24) 府内1冊所蔵図書の的確な把握・移管 | | |
| 7 資料館・博物館・大学等と連携した文化資源の情報発信 | (25) 府立総合資料館との連携の強化 | | |
| | (26) 博物館等の関連施設との連携の強化 | | ◆ |
| | (27) 大学等との連携の強化 | | |
| | (28) 近隣文化施設との連携の強化 | ◎ | ◆ |
| 8 電子図書館サービス・デジタルアーカイブなどへの展開 | (29) 府内各大学との相互貸借の促進 (2再掲) | | |
| | (30) 国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の充実 | | ◆ |
| | (31) 利便性の高い各種データベースの提供の促進 | | |
| | (32) 電子書籍の動向を踏まえた導入 | | |
| 9 所蔵資料紹介・レファレンス業務の充実 | (33) 価値ある資料のデジタルアーカイブ化と発信 | ○ | ◆ |
| | (34) 職員のレファレンス能力の向上 | | ◆ |
| | (35) レファレンスサービスの周知と利用促進 | | |
| | (36) レファレンス協同データベースへの積極的な登録 | | |
| | (37) 多様な本や情報に出会える館内展示の展開 | | |
| 10 来館者への貸出サービス等の充実 | (38) テーマ別資料リストや調べ方案内の充実とオープンデータでの公開 | ○ | ◆ |
| | (39) 貸出・返却時の利便性改善 | | ◆ |
| 11 非来館サービスの充実 | (40) カウンターサービスのより一層の向上 | | |
| | (41) 各種の非来館サービスの周知と利用促進 | | ◆ |
| 12 障害者サービス等の拡充 | (42) ホームページに掲載する情報の充実 | | |
| | (43) 大活字本やデジジー・マルチメディアデジジー図書などの充実 | | |
| | (44) 障害者差別解消法に基づく各種ガイドラインへの適切な対応 | | |
| 13 「歴史ある府立図書館」の演出 | (45) 特別支援学校への資料や情報提供などの支援強化 (14再掲) | | ◆ |
| | (46) 鳳凰図 (集書院天井画) の活用促進 | | |
| | (47) 旧館家具・建設具材等を活用した空間演出 | | ◆ |
| | (48) 府立総合資料館との連携による古典籍の複製等の展示 | | |
| 14 入りやすく利用しやすい空間の構成 | (49) 吉田初三郎鳥瞰図を活用した京都案内 | | |
| | (50) 来館者の目的に応じた資料や情報への的確な誘導 | ○ | |
| 15 職員の育成 | (51) 岡崎地区での立地を活かした屋外空間の活用 | | |
| | (52) 研修・研究会等への積極的な参加 | | |
| | (53) 職員の自主研鑽の奨励や活動の紹介 | | |
| III 議論し発信する場を提供し、課題を解決する拠点となることにより、文化の創造と地域の活性化に寄与します | | | |
| 16 「知的な交流の場」の創設 | (54) 2階フロアの改修による議論しやすい「知的な交流の場」の設置 | | |
| | (55) ファシリテーターとなる職員の育成 | | |
| | (56) フューチャーセンターや発表の場としての機能展開 | ○ | |
| 17 府立図書館の見える化の推進 | (57) NPO等の機関や団体との連携による交流企画の推進 | | ◆ |
| | (58) 府立図書館のミッションの周知と事業の効果的な打ち出し | | |
| 18 各種講座の実施と情報発信 | (59) SNS等の多様な広報媒体の活用 | | |
| | (60) 書籍と情報をめぐる多様な講座の開催 | ◎ | ◆ |
| 19 行政支援サービスの推進による府民への貢献 | (61) 研究者・団体等と連携した各種講座の展開 | ◎ | ◆ |
| | (62) 行政機関向けレファレンスサービス・複写サービスの実施 | × | |
| | (63) 府庁への資料配送の実施 | × | ◆ |
| 20 サービスデザインチームによる新たな取組への挑戦 | (64) 外部の力を活用したサービスデザインチームの設置 | ○ | ◆ |

評価基準の考え方について

平成 29 年 6 月 14 日

1. 考え方について

1-1. サービス計画における評価への言及

「本計画を基本としながら、新たな課題や社会状況の変化を踏まえて、毎年度掲げる「事業計画」により重点化と具体化を図ります。」

「評価に当たっては、外部有識者の知見を活用する仕組みとして、図書館協議会を新たに設置し、府立図書館による内部評価と外部有識者による外部評価を両輪として計画の進捗状況について毎年度点検を行います。」

1-2. 考え方

5年間で64の具体策を順次実施し、内部・外部で評価を行う。

協議会では、評価手法自体も検討

平成28年度事業の評価は従来の方法によって行う

平成29年度協議会で、新しい評価手法の確立を目指す

その後も、毎年度の点検が必要

2. 評価の視点・意義

2-1. 業務の点検

外部の視点で確認

新しい大きな取組とともに、日常の細かい改善も評価

2-2. 外部への説明

適正に業務が行われていることを説明

課題を明示し、改善の実施も報告

3. 評価の仕組み

3-1. 全体の構造

基本方針／サービス計画（中期計画）／〇〇年度事業計画（年度計画）

3-2. 評価対象

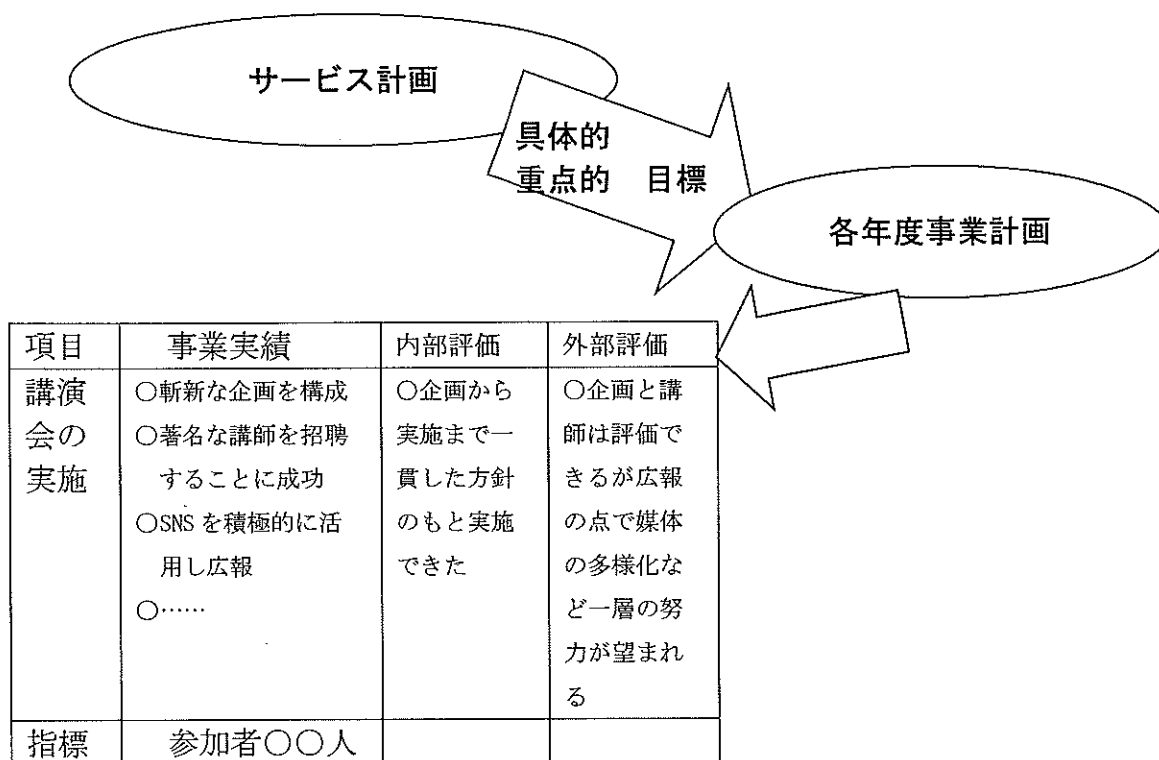
各年度の事業計画を評価対象とする

3-3. 評価指標の設定

業務目標および入館者数等の適正な数値を設定

目標達成・業務改善状況の実績及び数値の組み合わせを評価

4. 評価モデル素案



※上記の表を64の具体策すべてについて作成 → 別紙参照

5. 検討課題

5-1. 評価の表現方法

評価を数値だけであらわすのではなく、質的評価も含めて表現する
数値目標も同時に出す形で

5-2. サービス計画全体の評価手法

毎年度の事業計画を対象にするため経年評価の手法が困難
数値変動があったときの変動要因の分析

5-3. 何を評価すべきか

数値になりにくい業務改善
新しい取組とその効果/利用者対応の向上・外部連携の強化
積極的な広報/施設管理の改善 など

5-4. 補助的指標

資料構築評価や利用行動評価が想定されるが、他に提案は

